

更新日 10月26日

新型コロナウイルス感染症対策による電話診療について

以前より電話診療による処方箋発行についてご案内をさせていただいておりますが、下記の点について改めてご確認をしていただきますようお願い申し上げます。

■ 当院では医療安全上

- ・電話再診時の処方上限は原則 30 日以内とさせていただきます。
- ・連続しての電話再診の利用は不可とさせていただきます。(2 回に 1 回は対面診療が必要となります)

■ 電話再診が可能な方

- ・当院かかりつけの方
- ・本人確認が十分に行える方
- ・体調に変化がない方

■ 電話再診が出来ない方

- ・初診の方
- ・前回の受診から約3ヵ月以上を経過した方(しばらく通院が行えていない方)
- ・薬物調整や検査など、主治医の治療方針により来院が望ましい方
- ・定期注射のある方

* この対応はあくまで新型コロナウイルス感染症流行に伴う一時的なものとなります。厚生労働省の通達や感染状況の変化に伴い、急遽対応出来なくなることがありますのでご了承下さい。この件につきましては適宜ホームページをご確認下さい。